

平成30年度
京都府伝統産業生産基盤支援事業費
補助金の募集について

◆申請期間

平成30年4月2日（月）～5月31日（木）

◆問い合わせ先

京都府商工労働観光部 染織・工芸課

075-414-4864

1 事業の目的

伝統と文化のものづくり産業の生産基盤を支えるために行う生産設備の新設、増設、更新又は改修及び道具類の購入を支援します。

2 補助対象者

京もの指定工芸品又は京もの伝統食品の産地組合が推薦し、補助対象事業の実施後に一定の期間ものづくりを継続する中小企業者又は産地組合

※1 中小企業者からの申請の場合、産地組合推薦書を提出願います。

3 補助対象事業

平成30年4月1日から平成31年2月28日の間に実施される以下の事業

①産地組合が認める伝統産業の生産基盤を支えるために要する生産設備の更新又は改修

②産地組合が認める伝統産業の商品開発、生産体制の強化等に要する生産設備の新設又は増設（例：力織機、ジャカードコントローラ装置、陶磁器製造窯 等）

③産地組合が認める製造に必要不可欠な伝統的技法に基づく稀少道具類の整備
(例：刷毛、筆 等)

※2 交付決定前に事業に着手する場合は、事前着手届を提出願います。

事前着手届については、交付決定を受けることができなかつた場合、異議がないことを条件としておりますので、御留意願います。

※3 道具類の整備は産地組合からの申請のみとします。

4 補助対象経費

機械装置購入費、機械装置借料、備品購入費、備品借料、技術導入費、外注加工費、運搬費、設置費、消耗品購入費、その他知事が必要と認める経費

※4 消費税は補助対象外とします。

※5 申請代行手数料や申請手続立会費用等は補助対象外とします。

5 補助率等

	補助率	補助上限額	補助下限額
(1)設備の更新又は改修 存続が危惧される次の工程の設備の更新又は改修 ・蒸水洗工程 ・織物精練工程 ・金銀糸製造工程	3分の1以内 3分の1以内	250万円 500万円	10万円 10万円
(2)設備の新設又は増設 販路開拓事業等参画事業者(※6)であって、当該事業の推進に伴い必要となる設備の新設又は増設	15%以内 3分の1以内	500万円 500万円	10万円 10万円
内製化による新たな雇用創出に伴い必要となる設備の新設又は増設	3分の1以内	500万円	10万円
(3)道具類の整備	3分の1以内	250万円	3万円

(1,000円未満の端数切り捨て)

※6 対象となる販路開拓事業等参画事業者は以下のとおりです。

○平成29年度京ものクオリティ市場創出事業(京都府事業)参画事業者

- ・京都府×三越伊勢丹 ものづくり事業
- ・あたらしきもの京都
- ・KYOTO SOME & ORI Project
- ・京ものDesign Lab&Store in Amsterdam

○平成29年度「企業の森」推進事業採択グループのうちの個々の事業者

(公益財団法人京都産業21による補助事業)

○平成29年度「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業<一般型>」採択事業者

(公益財団法人京都産業21による補助事業)

6 交付申請等

①交付申請書の提出期限及び提出先

平成30年4月2日(月)から平成30年5月31日(木)までの平日午前9時から午後5時までに、京都府商工労働観光部染織・工芸課へ持参又は郵送(受付期間内必着)により提出してください。

~~提出書類に不備があった場合は受付できません。早めに染織・工芸課宛て持参等いただき、書類を補正の上、5月31日までに再度提出いただきますようお願いします。~~

②提出書類

<全員>

- ・交付申請書(第1号様式)
- ・見積書の写し

※7 見積書については、一式や諸経費との記載ではなく、整備に要する内容や必要個数等及び消費税抜き額が明記された見積書を徴収のうえ、添付願います。

- ・事前着手届（該当者のみ）
- ・口座振替確認書

＜設備の更新又は改修について申請される方＞

- ・設備の更新又は改修について申請される方は、実績報告書を提出いただく際に、整備前の写真(画像)を貼付していただく必要がありますので、整備着手される前の状況について撮影の上、写真(画像)を保管していただくようお願いします。

＜内製化による新たな雇用創出に伴う設備の新設又は増設を行う申請者のみ＞

- ・雇用開始日が平成30年4月1日以降である従業員の雇用証明書

7 審　　査

緊急性、稀少性、必要性等を総合的に判断し、採否を決定します。

8 交付決定

採択事業者と補助金額を決定し、各申請者あて通知します。

採択決定をした場合でも、補助金は予算の範囲内で交付しますので、交付決定額は申請額を下回る場合もあります。

9 支払方法

補助金は事業完了報告確認後の精算払とします。

10 事業完了報告

補助対象者は補助事業終了後30日以内又は平成31年2月28日（木）のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

- ・実績報告書（第5号様式）
- ・事業完了を証明する画像又は写真
(設備の更新又は改修について申請された方は、整備前及び整備後の画像又は写真を提出してください。)
- ・金融機関への振込人、振込先、振込日及び振込金額が確認できる書類の写し
(振込依頼書の写し、通帳の該当欄の写し等)
小切手払いは認めません。
振込手数料は別途お支払ください。
- ・請求書及び請求明細書（税抜き価格が明記されたもの）

11 事業の変更、廃止等

資金不足や納期の遅延等による事業の廃止、事業計画の途中で導入する設備（仕様含む）や道具類の変更については、原則承認できませんので、申請時にしっかりと計画していただくようお願いします。

ただし、死亡及び災害による事業の変更及び廃止については、「変更等承認申請書」（第2号様式）又は「中止（廃止）承認申請書」（第3号様式）を提出（最終提出期限は平成31年1月31日（木））し、承認を受けることが必要です。

12 事業の状況報告

必要に応じて、補助事業の遂行及び収支の状況について、報告の聽取や職員による現地調査を行う場合があります。

13 補助金の返還、関係書類の保存等

交付要綱等に違反した場合や、補助金を目的外に使用した場合には、交付決定の取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

補助金の交付を受けた団体等は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を事業実施年度の終了後10年間保存しておくことが必要です。

また、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の場合、取得財産管理台帳（第8号様式）を備え、保管状況を明らかにするとともに、減価償却資産の耐用年数（10年を超える場合は、10年間）に相当する期間は、その処分が制限されます。

14 公益財団法人京都産業21「小規模企業者等ビジネス創造設備貸与事業（割賦制度）」との連携

京都府伝統産業生産基盤支援事業は、公益財団法人京都産業21が実施する「小規模企業者等ビジネス創造設備貸与事業（割賦制度）」とも連携しています。

生産設備の新設や増設において、「小規模企業者等ビジネス創造設備貸与事業（割賦制度）」を活用される場合、保証金等の15%を京都府伝統産業生産基盤支援事業により支援いたします。

「小規模企業者等ビジネス創造設備貸与事業（割賦制度）」を利用する際には、公益財団法人京都産業21による審査があります。

「小規模企業者等ビジネス創造設備貸与事業（割賦制度）」の活用をご検討される方は、染織・工芸課に御相談の上、5月31日（木）までに、別添『小規模企業者等ビジネス創造設備貸与事業（割賦制度）の活用による京都府伝統産業生産基盤支援事業申請書』を染織・工芸課まで提出をお願いします。

15 その他の注意事項

(1) 補助金交付申請書

- ・法人様の申請については、代表者印を押印願います。
- ・訂正箇所には訂正印を押印してください。
ただし、申請金額は訂正不可です。
- ・申請者住所は、工場の住所ではなく、申請者住所を記載してください。
- ・住所について、地番まで正確に記載してください。
- ・氏名について、旧字体等正確に記載してください。
- ・見積書や請求書が屋号宛て発行される方は、補助金交付申請書に申請者名に加えて屋号も記載してください。
- ・別紙2と見積内訳が合致することに注意してください。
- ・申請書の控えとして、写しをお手元に残してください。

(2) 実績報告書

- ・部品等の値上がり、値下がり等に伴う事業費の増減については、変更の要・不要について、事前にお問い合わせください。
- ・別紙2と請求内訳が合致することに注意してください。
- ・実績報告書に押印して頂く印は、補助金交付申請書に押印の印と同じ印を押印してください。

(3) 見積書及び請求書

- ・一個当たりの税抜単価で見積もりの場合は、請求においても同様に一個当たりの税抜単価の記載としてください。

※提出に当たっての注意事項

**提出書類又は記載内容に不備があった場合は受付ができません。
なるべく早めに染織・工芸課へ持参等いただき、書類を補正の上
5月31日までに再度提出してください。**

- ・交付申請書に添付しなければならない書類がありますので、注意してください。
- ・提出された書類に虚偽又は不正があった場合は補助金の返還が求められます。
- ・提出された書類の内容は変更することができません。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・応募に要する費用については、応募者の負担とします。
- ・提出書類は全てA4サイズとします。

- ・次に該当する場合は、記載にあたって以下のとおり注意願います。

◆存続が危惧される工程（蒸水洗・織物精練・金銀糸製造）の維持に関する設備の更新又は改修の場合

「生産設備の整備する理由」及び「生産設備の整備内容」の欄に、該当の工程に関する設備であることを明記してください。

◆京都府が平成29年度に実施した販路開拓事業への参画に伴い必要となる設備の新設又は増設の場合

「生産設備の整備する理由」及び「生産設備の整備内容」の欄に、該当の事業に関する設備であることを明記してください。

◆内製化による新たな雇用創出に伴い必要となる設備の新設又は増設の場合

「生産設備の整備する理由」及び「生産設備の整備内容」の欄に、従業員の雇用状況及び外注者への発注数等の減少状況について明記してください。

また、申請時に、雇用開始日が平成30年4月1日以降である従業員の雇用証明書を添付してください。

なお、平成31年3月31日時点における雇用状況を確認の上、補助金をお支払いさせていただくことになります。併せて、平成31年度以降においても雇用状況に関する報告書を提出していただく必要がありますので、詳しくは染織・工芸課までお問い合わせいただくようお願いします。

提出先・問い合わせ先

〒 602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府染織・工芸課

TEL : 075-414-4864

FAX : 075-414-4870